

新型コロナウイルス感染症の流行

に伴い 次の要件を満たす方は

佐賀県後期高齢者医療保険料が減免となります

【保険料の減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、世帯主が死亡
または重篤な傷病を負った世帯の方

⇒ **保険料を全額免除**

- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の収入減少が見込まれる世帯で、下の(1)～(3)の全てに該当する世帯の方

⇒ **保険料の一部を減額**

【保険料が一部減額される具体的な要件】

- (1)世帯主の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のうち、収入の種類ごとに見た令和2年の収入のいずれかが、令和元年に比べて10分の3以上減少する見込みであること

- (2)世帯主の令和元年の所得の合計額が1,000万円以下であること

- (3)世帯主の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下であること



所得とは？

収入の額から必要経費、給与所得控除、公的年金等控除等を差し引いた額のことをいいます。

保険料の減免額は、減免対象の保険料額 (A × B / C) に、令和元年の所得の合計額に応じた減免割合 (D) をかけた金額です。

減免対象の保険料額 (A × B / C)

A：減免対象となる保険料

B：世帯主の減少見込みの事業収入等の前年所得額
(減少見込みの事業収入等が2つ以上ある場合はその合計額)

C：世帯主と被保険者の前年の合計所得金額

所得の合計額に応じた減免割合 (D)

世帯主の前年の合計所得金額	減額又は免除の割合 (D)
300万円以下	全部
300万円を超え400万円以下	8割
400万円を超え550万円以下	6割
550万円を超え750万円以下	4割
750万円を超える	2割

※ 世帯主の事業等の廃止や失業の場合には、世帯主の令和元年の所得の合計額にかかわらず、対象保険料の全部を免除

減免対象となる保険料

令和元年度：令和2年2月～3月の保険料

令和2年度：令和2年4月～令和3年3月の保険料

減免額の計算例

(75歳以上の夫婦世帯で、夫の給与収入が10分の3以上減少する見込みの場合)

【保険料】 (減免前)

夫 22万円 (A)

妻 6万円 (A)

【令和元年の所得】

夫 給与所得 90万円 (給与収入155万円) (B)

年金所得 80万円 (年金収入200万円)

妻 給与所得 なし

年金所得 10万円 (年金収入130万円)



所得の合計額
180万円 (C)

※夫の令和元年の所得の合計額は170万円で、300万円以下となり、所得の合計額に応じた減免割合は、全部(10分の10)が適用(D)

【保険料の減免額】

	(A)	(B)	(C)	(D)	保険料の減免額	
夫	22万円	×	(90万円/180万円)	×	10分の10	= 11万円減免
妻	6万円	×	(90万円/180万円)	×	10分の10	= 3万円減免

申請の方法

減免申請書および必要書類をお住まいの市役所・町役場の後期高齢者医療の担当窓口まで提出してください。

お問合せ先

○ 佐賀県後期高齢者医療広域連合 (電話 0952-64-8476)

○ お住いの市役所・町役場の後期高齢者医療の担当窓口